

京都市訓令甲第 25 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市統計事務規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第11条中「総合企画局政策推進担当局長」を「総合企画局デジタル化戦略担当局長」に、「政策推進担当局長」を「デジタル化戦略担当局長」に改める。

第12条、第13条及び第19条中「政策推進担当局長」を「デジタル化戦略担当局長」に改める。

別記様式中「総合企画局政策推進担当局長」を「総合企画局デジタル化戦略担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(総合企画局総合政策室)